手　続　き　の　流　れ

地権者間で
建替えの検討が本格化

施行者から区へ事前相談※

施行者と区による
事業内容の協議・審査

補助金交付申請

補助対象事業着手
・調査設計計画
・土地整備
・共同施設整備

完了検査合格後、
補助金交付

建設工事完了（入居）

初回交付申請の前々年度～前年度5月まで

毎　年　度　実　施

※　要綱等に適合した事業計画であることが分かる図面等資料をご持参ください。